入　札　説　明　書

令和５年２月１３日に公告した下記業務に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

1　業務名

　令和５年度　路面清掃業務委託

2　履行期間

　令和５年４月１日から令和６年３月31日まで

3　委託の概要

本業務は、那覇市が管理する市道、里道、農道の路面清掃を行い、市民生活の快適性を保持するとともに道路美化に努めることを目的とする。

4　入札参加資格要件

　入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。

（3）開札日において土木の有効な経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）を受けている者であること。

（4）会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法第21条　の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。

（5）経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（6）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。

（7）那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する資格者名簿に土木工事業者として登録されている者であること。

（8）開札日を基準日とし過去1年間に、那覇市工事成績評定要領第8に規定する工事成績評定通知で、土木工事の評定点が60点未満でない者であること。

　　 ※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、（8）の入札参加資格を満たしているものとする。

（9）次の要件を全て満たすこと。

①現場代理人は、作業時において常時配置できること。

　　 ②主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。

　　 ・1級土木施工管理技士 　 ・2級土木施工管理技士（土木に限る。）

　　　 ・1級建設機械施工技士　　・2級建設機械施工技士

③現場代理人は、主任技術者を兼ねることができる。

④現場代理人及び主任技術者は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。

（10）開札日において土木工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。

（11）入札参加対象業者は市内業者（那覇市に本店のある事業者）又は市外業者（沖縄県内で那覇市以外に本店ある事業者）とする。

(12) 本業務を行うために必要な路面清掃車、ダンプトラック、給水車を有する事業者であること。

(13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の許可を受けた業者であること。

5　一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下、「資格審査申請書」という。）を持参により提出しなければならない。

なお、提出期間に資格審査申請書（第1号様式）を提出しない者は、本競争に参加することができない。

1. 提出期間：令和５年２月14日(火)9時から令和５年２月24日(金)17時必着まで
2. 提出方法：道路管理課（那覇市役所本庁舎7階）まで持参又は郵送すること。

6　入札方法等

（1）入札保証金

　　那覇市契約規則第8条により免除する。

（2）入札

① 入札参加者は、入札書（第3号様式）に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「￥」又は「金」を記入し提出すること。なお、押印は印鑑登録届出印を使用すること。

② 入札書は持参により提出すること。

③ 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、委任状（第4号様式）を持参し、当該入札の執行前に提出すること。

④ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（3）注意事項

① 入札者は、自己の印鑑を持参すること。

② 入札書は、封書にして提出すること。

③ 代理人が入札を行う場合で委任状（第4号様式）の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。

④ 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

（4）入札の無効

次の入札は、無効とする。

1. 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札
2. 資格審査申請書又は資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札
3. 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

④ 入札書の記載金額を訂正した入札

⑤ 入札書の金額や、「￥」又は「金」の記載がない入札

⑥ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札

⑦ 封筒に2通以上の入札書が入っている入札

⑧ 虚偽の記載がされた入札

⑨ 連合その他不正の行為があった入札

（5）落札者がいない場合の措置

　開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は2回までとする。

7 落札者の決定方法等

(1) 落札候補者

① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札をした者（以下、「落札候補者」という。）を順次順位を付する。なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。

② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

③ 落札候補者は、応募時に提出した一般競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）の記載内容を確認できる「資格審査書類」を、第5号様式を表紙として、必要資料をファイリングし、持参により期限までに提出しなければならない。

(2) 入札参加資格審査

　　① 落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

② 落札候補者について入札参加資格が審査され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格審査結果の通知に代えるものとする。

③ 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格不適格通知書により通知するものとする。

（3）入札参加資格不適格者に対する説明

① 入札参加資格不適格通知書を受理した者で不服がある者は、次により説明を求めることができる。

ア 申立期限：入札参加資格不適格通知書が到達した日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）とする。

イ 申立方法：説明申立書（様式自由）を那覇市道路管理課まで持参すること。

② 回答については、説明申立書を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面をもっておこなう。

③ ①、②の説明申立ては落札者の決定を妨げることができないものとする。

8 その他

（1）入札及び契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）を遵守すること。

（3）台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。なお、延期後の日時は道路管理課ホームページに掲載する。

（4）資格審査申請書及び資格審査書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（5）提出された資格審査申請書及び資格審査書類は、入札参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しない。

（6）提出された資格審査申請書及び資格審査書類は返却しない。

（7）提出期限以降における資格審査申請書又は資格審査書類の差し替え及び再提出は認めない。

（8）資格審査申請書及び資格審査書類の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、入札参加資格無しとなり、落札者となることはできない。

（9）当該入札及び契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

名　称　　那覇市都市みらい部道路管理課　維持グループ

所在地　　〒900-8585　那覇市泉崎1丁目1番1号（7階）

　　　　　 　　　 電話番号098-951-3237　FAX番号098-951-3238